



環境省

自然関連情報開示の最新動向

自然関連財務情報開示のためのワークショップ

通称「ネイチャーポジティブ経営を実践する会」《アドバンス編》

2025年1月29日



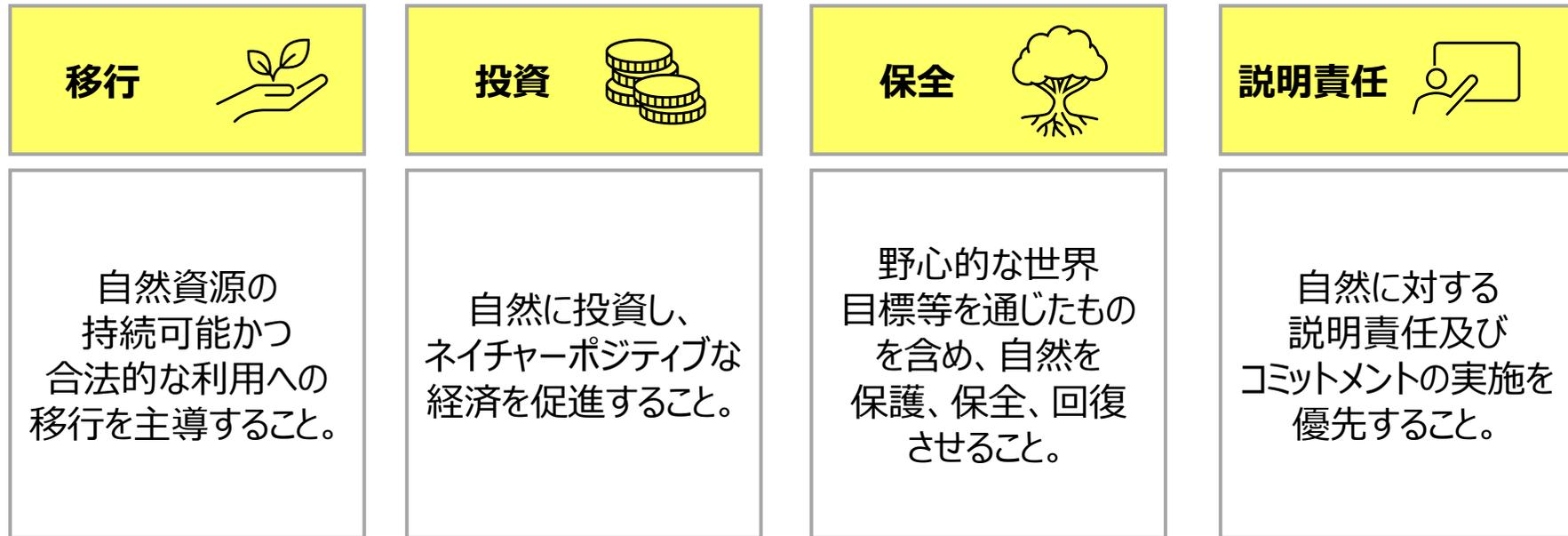
目次

1. ネイチャーポジティブ経済への移行に関する最新動向
2. 自然関連情報開示の最新動向

自然劣化に対抗するために、ネイチャーポジティブの実現が必要とされている

- ▶ 自然劣化の状況を受け、2021年6月G7サミット附属文書「G7 2030年自然協約（Nature Compact）」において、「**2030年までに生物多様性の損失を止めて反転させる**」（=“**ネイチャーポジティブ**”）という世界的な使命が表明された。
- ▶ ネイチャーポジティブの実現のために、4つの柱をまたがる行動をとることが必要とされた。

ネイチャーポジティブ実現のための4つの柱



出所：外務省「G7/2030年『自然協約』」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100200085.pdf>）（2024年11月26日アクセス）を基にEY作成

 **ネイチャーポジティブがカーボンニュートラルやサーキュラーエコノミーに続く世界の潮流に！**

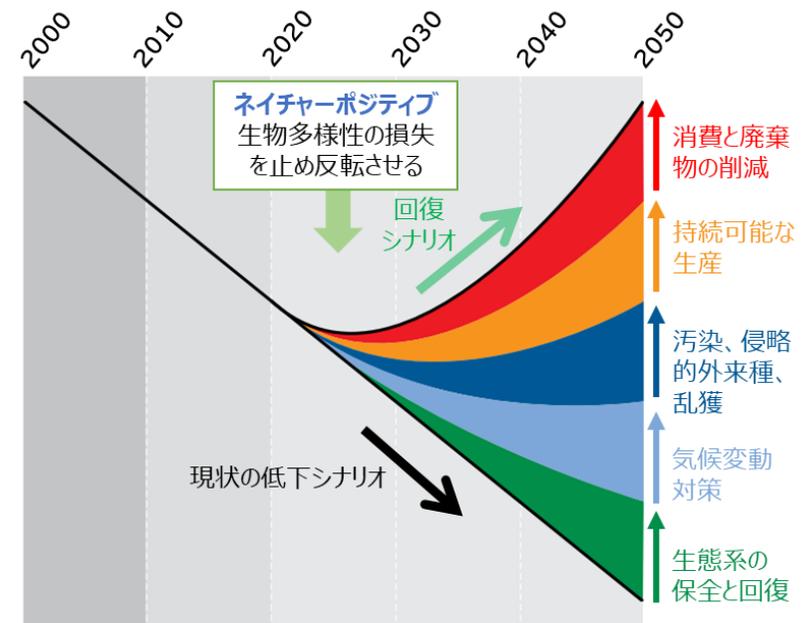
自然との共生に向け、世界目標の2050年ビジョン及び2030年ミッションが採択された

- ▶ 2022年12月、カナダ モントリオールで開かれた生物多様性条約COP15にて、2050年ビジョン「**自然と共生する世界**」が掲げられ、その実現に向けた2030年のミッションとして「**自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる**」ことが合意された。
- ▶ 2030年ミッションを達成するために、新たな世界目標である「**昆明・モントリオール生物多様性枠組（Kunming-Montreal Global Biodiversity Framework : GBF）**」とその23のターゲットが採択された。これらのターゲットに向けた効果的に取り組みのためには、5つの側面に対し包括的に対応していくことが求められている。

GBF 23のターゲット



5つの側面への包括的な対応



1. ネイチャーポジティブ経済への移行に関する最新動向

ネイチャーポジティブ経済に向けた国内施策として「生物多様性国家戦略2023-2030」が採択された

- ▶ GBF採択を受け、**日本政府は「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定**（2023年3月閣議決定）、5つの基本戦略の下で状態目標（あるべき姿）と行動目標（なすべき行動）を設定した。
- ▶ 特に「基本戦略3 ネイチャーポジティブ経済の実現」では**企業による生物多様性への取り組み**が求められている。
- ▶ 基本戦略3の状態目標3-2、行動目標3-1において、企業の生物多様性への依存・インパクトを適切に評価・把握し、企業が生物多様性への負の影響の低減、正の影響の拡大を行うことが求められており、それを実現する一つの手段として**「自然関連情報の開示」**の必要性が唱えられている。

生物多様性国家戦略2023-2030の概要

		第1部 戦略					2050年ビジョン：自然と共生する社会								
		2030年に向けた目標：ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現													
↑ 関連施策からビジョンまでを構造化	基本戦略	基本戦略 1 生態系の健全性の回復	基本戦略 2 自然を活用した社会課題の解決 (NbS)	基本戦略 3 ネイチャーポジティブ経済の実現	基本戦略 4 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動	基本戦略 5 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進									
	状態目標	●生態系の規模と質の増加 ●種レベルでの絶滅リスク低減 ●遺伝的多様性の維持	●生態系サービス向上 ●気候変動とのシナジー・トレードオフ緩和 ●鳥獣被害の緩和	●ESG投資推進 ●事業活動による生物多様性への配慮 ●持続可能な農林水産業の拡大	●価値観形成 ●消費活動における配慮 ●保全活動への参加	●データ利活用・様々な主体の連携促進 ●資金ギャップの改善 ●途上国の能力構築等の推進									
	行動目標	●30by30 ●自然再生 ●汚染、外来種対策 ●希少種保全 等	●自然活用地域づくり ●再生可能エネルギー導入における配慮 ●鳥獣との軋轢緩和 等	●企業による情報開示等の促進 ●技術・サービス支援 ●有機農業の推進 等	●環境教育の推進 ●ふれあい機会の増加 ●行動変容 ●食品ロス半減 等	●基礎調査・モニタリング ●データツールの提供 ●計画策定支援 ●国際協力 等									
	関連施策	第2部 行動計画										5つの基本戦略の下に25ある行動目標ごとに、関係府省庁の関連する施策を掲載			

出所：環境省「昆明・モントリオール生物多様性枠組 — ネイチャーポジティブの未来に向けた2030年世界目標 — (2023年3月)」
https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/treaty/files/kmgbf_pamph_jp.pdf (2024年11月29日アクセス) を基に作成

GBFグローバルターゲット15では、生物多様性関連情報開示の必要性が唱えられている

- ▶ 「生物多様性国家戦略2023-2030」では、生物多様性に関する情報開示が重要とされている。
- ▶ これは、昆明・モンリオール生物多様性枠組のグローバルターゲット15の**ビジネス及び金融機関に対し、生物多様性に対する依存・影響の把握、それに関する情報の開示、規則や措置の遵守を行うこと**に基づくものである。

ターゲット 15

生物多様性への負の影響を徐々に低減し、正の影響を増やし、事業者（ビジネス）及び金融機関への生物多様性関連リスクを減らすとともに、持続可能な生産パターンを確保するための行動を推進するために、事業者（ビジネス）に対し以下の事項を奨励して実施できるようにし、特に大企業や多国籍企業、金融機関については確実に行わせるために、法律上、行政上又は政策上の措置を講じる。

- (a) 生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存及び影響を定期的にモニタリングし、評価し、透明性をもって開示すること、これをすべての大企業及び多国籍企業、金融機関については要求などを通じ、事業活動、サプライチェーン、バリューチェーン及びポートフォリオにわたって実施する
- (b) 持続可能な消費パターンを推進するために消費者に必要な情報を提供する
- (c) 該当する場合は、アクセスと利益配分の規則や措置の遵守状況について報告する

生物多様性関連情報の開示による狙い：

- 企業の事業活動における生物多様性への**正の貢献の増大・負の影響の軽減**
- **投融資のキャッシュフローを自然配慮を行っている企業へと流れるように変革させることで、社会全体をネイチャーポジティブへ移行**

生物多様性条約第16回締約国会議(CBD-COP16)が開催。主な成果として、先住民族の知識、遺伝資源、生態学的に重要な海域について、合意・決定された

COP16の概要

- ▶ コロンビア、カリにて2024年10月21日～11月1日開催
- ▶ 参加人数13,000名超* (過去最大規模)
- ▶ 日本からは環境省、外務省、文部科学省、農林水産省、水産庁、経済産業省が参加
- ▶ 昆明・モンリオール生物多様性枠組み (GBF) 採択後初の締約国会議
- ▶ **GBFの確実な実施のための仕組みや進め方が焦点**
 - ▶ 国家戦略への落とし込み
 - ▶ 資源動員 (年間2,000億ドル)
 - ▶ GBFモニタリング枠組

COP16の主な成果

- ▶ **先住民及び地域社会の参画に関する条約第8条(j)項関連規定の実施**：先住民族の伝統的知識のための補助機関を設立する最初の国連環境プロセスが合意
- ▶ **遺伝資源のデジタル配列情報の使用に係る利益配分に関する多国間メカニズム**：遺伝資源のデジタル配列情報 (DSI) の使用に係る利益分配のための自主的なメカニズム。DSIから利益を得るDSI使用者が、利益の一部をグローバル基金 (カリ基金) に拠出することを締約国が促すことが決定。

他方、資源動員についてやGBFモニタリング枠組み等については、継続協議予定

COP16で見た課題と積み残し論点

- ▶ **国家戦略**：全体で119カ国(締約国の61%)が、GBFの目標を達成するための政策措置と行動である生物多様性国家目標を提出。しかし、これらの目標の実施のための戦略を提出した政府はわずか22%
- ▶ **資源動員・資金メカニズム**：会議は中断され、GBF基金の強化や、アフリカ諸国が求めていた新たなグローバル生物多様性基金についても議論されたが、資金調達メカニズムの合意に至らず
- ▶ **GBFモニタリング枠組(指標含む)**：採択に至らず、再開会合にて議論予定
- ▶ **保護地域**：2030年の目標に向けた陸域、淡水域、海域の保護に関する世界的な進捗が不十分

COP16の継続協議

- ▶ ローマにて2025年2月25日～2月27日開催
- ▶ 主な積み残し協議
 - ▶ 資源動員・資金メカニズム
 - ▶ GBFモニタリング枠組(指標含む)
 - ▶ GBF実施のレビュー方法 (COP17用)

サイドイベントでは、TNFDによる移行計画についてのガイダンスや、Nature Positive InitiativeによるState of Nature Metrics案等が発表

COP16のサイドイベントでの発表例

TNFD

- ▶ TNFD Adoptersは2024年10月時点で502社であり、そのうち**日本企業は133社**
- ▶ 自然関連の**移行計画**についてのガイダンスである「Nature Transition Planning ガイダンス」案を発表

NPI (Nature Positive Initiative)

- ▶ TNFD、SBTN、WWF他、多様なステークホルダーとともに協議し、人為的活動の結果自然の状態がポジティブに転じているか、ネガティブに転じているかを評価できるような**“State of Nature metrics”案（9つの指標）**を発表

提案された9つの指標

Universal	Ecosystem	Ecosystem Extent (Change and Classification)
		Ecosystem Condition
		Landscape Intactness
	Species	Species Extinction Risk
Case-specific	Ecosystem	Extent of Highly Threatened or High Local Value Ecosystems (Change and Classification)
		Condition of Highly Threatened of High Local Value Ecosystems
		Proportion of Natural or Semi-Natural Habitat
	Condition of Semi-Natural Habitat	
	Species	Species Population Abundance

政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）は、新たな2つの報告書の政策決定者向け要約を発表

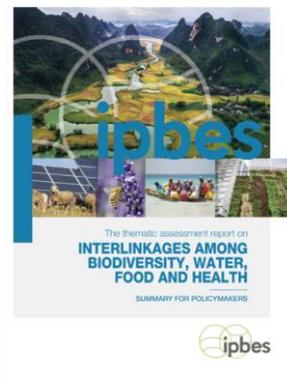
- ▶ 2024年12月、生物多様性のIPCCと呼ばれる「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）」が、新たな2つの国際報告書の政策決定者向け要約を発表、加盟国により採択。2025年に報告書全文を公表予定。
- ▶ また、2025年に「生物多様性とビジネス（Business and Biodiversity）」の国際報告書が採択される予定。

生物多様性、水、食料、健康の相互関連性に関する評価報告書（ネクサス報告書）

“Interlinkages Among Biodiversity, Water, Food and Health”

主要なメッセージ

- ▶ **生物多様性、水、食料、健康、気候変動の5つの相互関連要素**（ネクサス要素）における共益を最大化するための対応策を検討
- ▶ 5つの要素は相互関連しており、1つの要素のみを優先させる取組みは、他の要素の状況を悪化させる場合があることから、**包括的かつ同時に5つの要素に関連する取組みを進める必要がある**

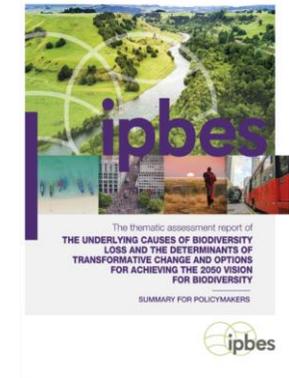


社会変革報告書

“The Underlying Causes of Biodiversity Loss and the Determinants of Transformative Change and Options for Achieving the 2050 Vision for Biodiversity”

主要なメッセージ

- ▶ 生物多様性の損失を食い止め、逆転させ、地球上の生命を保護するためには、人々が自然界をどのように見て、相互作用するかを**根本的に転換することが緊急に必要**である
- ▶ すぐに行動すれば、2030年までに**10兆ドル以上のビジネスチャンス**を生み出し、3億9,500万人の雇用を支えることができる



1. ネイチャーポジティブ経済への移行に関する最新動向

2. 自然関連情報開示の最新動向

2. 自然関連情報開示の最新動向

気候変動に加え、自然/生物多様性の重要性への認識が世界的に高まっている

G7



G7 2030年自然協約
(2021)

「ネット・ゼロを達成するの
みならず、(中略) ネイ
チャーポジティブを達成し
なければならない」とされて
いる

G7ANPE

G7ANPE設立
(2023)

ネイチャーポジティブ経済
の実現に向けた知識の
共有や情報ネットワー
クの構築の場として設立

EU



欧州グリーン・ディール
(2019)

気候変動対策を
中心とした政策



欧州森林破壊防止
規則 (EUDR)
(2023)

気候変動緩和と生物多
様性保全の観点から、EU
圏内の消費と生産によっ
て引き起こされる森林減
少と森林劣化を抑制する
ことを目的に策定

CBD-
COP



CBD-COP15開催
GBF採択
(2022)

「昆明・モンリオール生物多様性枠組み (GBF)」
が採択。

ビジネスの影響評価・開示に関する目標も設定

2. 自然関連情報開示の最新動向

情報開示についても、気候変動に加えて自然/生物多様性関連の枠組み整備が進行



TCFD最終提言 (2017)



TNFD最終提言 (2023)

- ▶ TCFDの開示推奨項目を一部引き継いだ開示提言で構成



GHGプロトコル(2001)



自然資本プロトコル(2016)

- ▶ 企業向け自然資本会計の国際的枠組みとして公表



SBT(2015)



SBTs for Nature (2023 ver1.0公表)

- ▶ GHG排出量削減目標を認定するSBTの自然資本版「SBTs for Nature」を開発。



CDP Climate(2002)
Forest (2013)
Biodiversity(2022)

- ▶ すべての開示企業 (SMEを除く) に対して**生物多様性に関する設問の回答を要請**



IFRS S1・S2 (2023公表)

- ▶ S1号 (全般的要求事項) 及びS2号 (気候関連開示) が公表。これに続き、**生物多様性、生態系及び生態系サービスに関するリサーチプロジェクトを開始**



CSRD (2023発効)

CS3D (2024採択)

- ▶ EUの企業サステナビリティ報告指令 (CSRD)による欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)には、**E1に気候変動、E4に生物多様性が含まれ、開示が義務化**
- ▶ 一定規模以上の事業者に、**人権や環境に関するデューデリジェンスの実施を義務付けるコーポレート・サステナビリティ・デューデリジェンス指令 (CS3D) が施行予定**

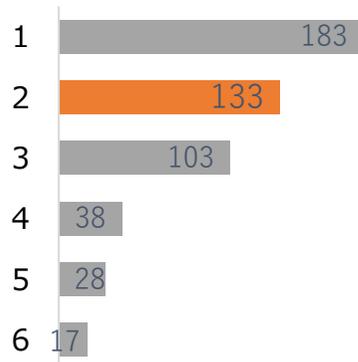
2. 自然関連情報開示の最新動向

**TNFD : TNFD Adoptersは500社を超え、うち1/4以上が日本企業。
CBD-COP16にて、自然関連の移行計画についてのガイダンスが発表**

TNFD Adopters*

- ▶ 2024年10月時点で502社、うち日本企業は133社
- ▶ 2024年1月のTNFD Adoptersの最初の正式発表以来、世界全体での登録者は**57%増加**

TNFD Adopters登録企業 (502社) の地理的区分



*2023年、2024年、または2025年の財務年度について、企業報告においてTNFDの推奨事項に沿った公開開示を行う意向を表明した組織

Nature Transition Planning ガイダンス案発表

- ▶ 自然関連の**移行計画**についてのガイダンス案
- ▶ 昆明・モンリオール生物多様性枠組み (GBF) に対応・貢献するための、**組織の目標、ターゲット、アクション、説明責任のメカニズム、意図するリソース**を定めている。
- ▶ CBD-COP16において、TNFDとGFANZ (グラスゴー・ファイナンシャル・アライアンス。移行計画タスクフォース (TPT) と共に気候変動に関する移行計画ガイダンス策定に関与) が主催した「The rise of nature in transition planning (自然移行計画における自然の台頭)」セッションにおいて、本ガイダンス案が発表。
- ▶ TNFDは本ガイダンス案に対するコメント応募期間を2025年2月に終了し、**最終版ガイダンスを2025年リリース予定。**



出所：TNFD “[Discussion paper on Nature transition plans](#)” (2024年10月28日アクセス)

ESRSは2024年1月1日から適用開始

- ▶ ESRSは、2つの全般的な開示基準、ESGのテーマ別の開示基準10個より構成される。
- ▶ 各企業はそれぞれのカテゴリの項目ごとにマテリアリティ評価を行って開示の検討を行う必要がある。

ESRS E4「生物多様性と生態系」に関して

- ▶ ESRS E4は、サステナビリティ情報の利用者が以下のことを理解できるよう、企業に対し開示することを要求

(財務的影響評価の開示は段階的な開示要件が定められている)

- ▶ **影響**：事業が生物多様性及び生態系に及ぼす影響(重大な正負の影響、実際の影響及び潜在的な影響)
- ▶ **措置・結果**：重大な負の現実的/潜在的な影響を防止・緩和し、生物多様性及び生態系を保護・回復するためにとられた措置やその結果
- ▶ **戦略・ビジネスモデル**：事業の戦略及びビジネスモデルをプラネタリーバウンダリー、EUの生物多様性に関する戦略や法規制、GBFのビジョン、目標とターゲットに適応させるための計画
- ▶ **財政的影響**：事業の生物多様性及び生態系への影響及び依存から生じる重大なリスク及び機会の短期、中期、長期にわたる事業に対する財政的影響
- ▶ 生物多様性及び生態系への重大な影響と依存関係を包括的に理解するために、生物多様性に関連するトピック基準 (E1、E2、E3、E5、S3など) の開示要件を考慮する必要があると明記されている。

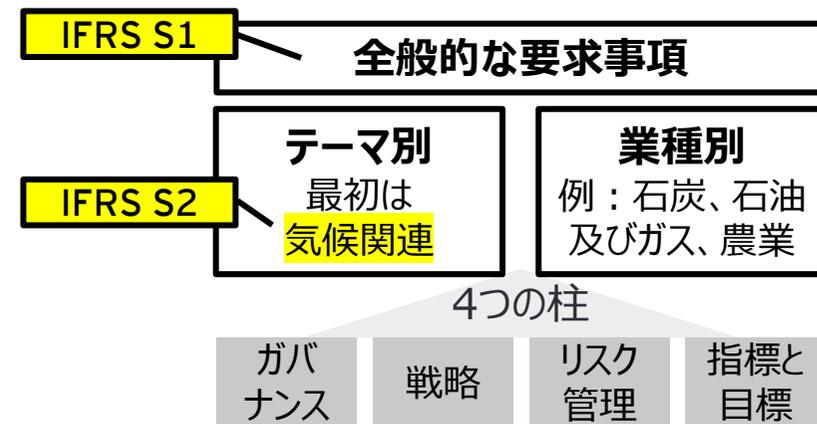
全般的な基準		
ESRS1 全般原則	ESRS2 全般的開示要件	
セクター横断的な基準		
環境	社会	ガバナンス
ESRS E1 気候変動	ESRS S1 自社の従業員	ESRS G1 事業運営
ESRS E2 汚染	ESRS S2 バリューチェーン内の労働者	
ESRS E3 水と海洋資源	ESRS S3 影響を受けるコミュニティ	
ESRS E4 生物多様性と生態系	ESRS S4 消費者およびエンドユーザ	
ESRS E5 資源利用とサーキュラーエコノミー		

2. 自然関連情報開示の最新動向

IFRSサステナビリティ開示基準は、生物多様性等に関連するリサーチが計画されている。 SSBJが日本版基準を開発中

- ▶ 2021年11月、サステナビリティ情報開示の国際基準を策定するため、国際会計基準（IFRS）の策定を担うIFRS財団が、ISSB（International Sustainability Standards Board：国際サステナビリティ基準審議会）の設立を発表。
- ▶ 2023年6月、ISSBはIFRS S1号（全般的な要求事項）/S2号（気候関連開示）を公表。2024年1月1日以降開始する年次報告期間から適用。
- ▶ 2024年6月、ISSBは2024年～2026年に計画する活動をまとめたステートメントを公表。これらの活動には、**生物多様性、生態系と生態系サービス、人的資本**に関連するリスクと機会に関するリサーチと基準設定プロジェクトを開始することが含まれている。

基準の構造



出所：「EY Japan IFRSサステナビリティ開示基準の公開草案の概要」
https://www.ey.com/ja_jp/insights/ifrs/info-sensor-2022-07-01-topics（2025年1月16日アクセス）を基に作成

日本国内の動き

- ▶ SSBJ（Sustainability Standards Board of Japan：サステナビリティ基準委員会）により、**日本版S1号、S2号の基準が開発中**。2024年3月に公開草案発表、**2025年3月までに最終化予定**。
- ▶ 公開草案では適用対象企業を定めていないが、2024年12月開催の金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（第5回）によると、2025年3月のSSBJ基準最終化後、任意適用を開始し、**2027年3月期に時価総額3兆円以上のプライム上場企業への開示適用義務化（二段階開示可）、その後段階的に対象企業を拡大していくロードマップが示された**。

CDPは2024年から質問書が統合、中小企業向け質問書が導入

- ▶ CDPは2000年に設立、「人々と地球にとって、健全で豊かな経済を保つ」ことを目的とし、環境情報を得るために質問書を企業に対し送付・採点。採点対象として**気候変動・フォレスト・水セキュリティ**、採点対象外として**生物多様性・プラスチック**の内容が含まれる。
- ▶ 2024年、環境テーマごとの個別質問書から、**単一/統合質問書での報告に変更**。気候変動などと同様にガバナンス、リスク機会、リスク管理などの質問が問われるようになったため、**生物多様性に関する質問は30問ほどに増加**。また、**中小企業向けの質問書が導入**された。



気候変動



水セキュリティ



フォレスト



統合質問書

※どの環境テーマが質問書に含まれるかは企業が分類されるセクターによって異なる

生物多様性関連の動向

- ▶ 2023年9月、**TNFDのフレームワークと整合**させ、グローバル経済全体での実施を推進し、生物多様性に関する質問もTNFDの内容に基づいて検討すると発表。
- ▶ 2050年までの**net-zero、nature-positive world**に向け、下記の方針を掲げている。
 - 企業、都市、地方政府が地球の自然システムに与える影響を包括的・全体的に把握できるようにするために、**広範な環境分野と企業に関するデータ**と洞察を提供
 - 1.5℃とネイチャーポジティブな世界への移行を確実にするために必要な**ベンチマークに対する進捗状況を追跡し、企業責任**を問う
 - システムの重要な節目で行動を加速させ、部門、都市、地域、経済システムを新しいパラダイムへと傾ける波及効果を引き起こすことにより、1.5℃とネイチャーポジティブグローバル、公平な経済への基盤を構築し、変革をもたらす